

昭和二十五年法律第百七十九号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、都道府県及び市区町村の選舉管理委員会並びに参議院合同選挙区選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を定めることを目的とする。

(定義) この法律において「国会議員の選挙等」とは、国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本國憲法第九十五条の規定による投票をいう。

第二条 この法律において「大都市」とは、地方自治法第六十一条の規定による投票をいう。

第三条 この法律において「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日をいう。

第四条 この法律において「認定出先機関」とは、支庁及び地方事務所以外の都道府県の出先機関のうち、そこで国会議員の選挙等の執行に関する事務が行われるもので、総務大臣が当該事務の処理に要する経費を交付する必要があると認定したものをいう。

(経費の基準の算定)

第五条 国会議員の選挙等の執行経費の基準は、次に掲げる経費の種目について定める。

一 期日前投票所経費
二 共通投票所経費
三 開票所経費
四 演説会施設公営費
五 候補者氏名等掲示費
六 ポスター掲示場費
七 選挙会報発行費
八 新聞広告公営費
九 政見放送公営費
十 選挙運動用自動車使用公営費
十一 通常葉書作成公営費
十二 ビラ作成公営費
十三 選挙事務所の立札及び看板の類作成公

當費

第十六条 選挙運動用自動車又は船舶の立札及び看板の類作成公営費									
満一万五千人未満	一万五千人未満	五千人未満	三千人未満	二千人未満	一千人未満	五百人未満	三百人未満	二百人未満	一百人未満
一四五三 七、三	八七一二 五、九	四九九二 四、五	一五五二 八、三	八六一二 三、一	七〇六一 四、五	三七四一円 九、四	平日	村	区市町区
一九五五 二、五	三〇六四 七、四	四二二三 一、九	一八七三 五、六	八九三三 〇、四	二二六二 七、六	三九二二円 七、三	休日	市	
九二一三 九、二	六五七二 八、七	〇九三二 九、二	一三四二 五、〇	三〇六一 二、九	一五九一 四、二	三五三一円 六、一	平日	町村	
四八七六 八、〇	六〇八四 三、九	五三八三 〇、七	一六六三 二、三	三二八三 九、二	一七七二 二、一	三七一二円 四、〇	休日		
六〇五三 〇、〇	三〇六二 四、六	一七一二 二、一	八七七一 七、八	六七七一 七、六	七二五一 三、二	三五三一円 六、一	平日		
一五一五 九、九	八五八五 三、〇	一〇八三 八、八	八一四三 三、六	一〇二三 九、二	二四五二 六、三	三七一二円 四、〇	休日		
(投票所経費)									
第十四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。									
満一万人以上	一万人未満	五千人以上	三千人未満	二千人以上	一千人未満	五百人未満	三百人未満	二百人未満	一百人未満
一四五三 七、三	八七一二 五、九	四九九二 四、五	一五五二 八、三	八六一二 三、一	七〇六一 四、五	三七四一円 九、四	平日	村	区市町区
一九五五 二、五	三〇六四 七、四	四二二三 一、九	一八七三 五、六	八九三三 〇、四	二二六二 七、六	三九二二円 七、三	休日	市	
九二一三 九、二	六五七二 八、七	〇九三二 九、二	一三四二 五、〇	三〇六一 二、九	一五九一 四、二	三五三一円 六、一	平日	町村	
四八七六 八、〇	六〇八四 三、九	五三八三 〇、七	一六六三 二、三	三二八三 九、二	一七七二 二、一	三七一二円 四、〇	休日		
六〇五三 〇、〇	三〇六二 四、六	一七一二 二、一	八七七一 七、八	六七七一 七、六	七二五一 三、二	三五三一円 六、一	平日		
一五一五 九、九	八五八五 三、〇	一〇八三 八、八	八一四三 三、六	一〇二三 九、二	二四五二 六、三	三七一二円 四、〇	休日		
第十五条 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。									
満一万人以上	一万人未満	五千人以上	三千人未満	二千人以上	一千人未満	五百人未満	三百人未満	二百人未満	一百人未満
二三八一 二、一	四八九〇 五、四	〇七五四 二、二	〇七五四 二、二	〇七五四 二、二	六一九〇 二、九	七四一円 八、八	平日	村	区市町区
二七八三 七、三	四九九二 六、三	五六四二 七、〇	五六四二 七、〇	五六四二 七、〇	六三九一 八、六	〇四六一円 五、三	休日	市	
五九〇一 九、五	二三八一 二、二	九六二三 二、二	〇五四二 二、二	〇五四二 二、二	七〇二八 四、二	七四一円 九、〇	平日	町村	
〇五七四 八、三	二七八三 七、三	一六七二 一、三	五六四二 七、〇	五六四二 七、〇	〇四六一 五、三	〇四六一円 五、三	休日		
五九〇一 九、五	三二九一 一、二	八七一四 一、二	九六二三 二、二	九六二三 二、二	六一一九 一、九	七四一円 九、〇	平日		
〇五七四 八、三	八七一三 〇、七	七五〇二 四、七	七五〇二 四、七	一六七二 一、三	六三九一 八、六	〇四六一円 五、三	休日		
第十六条 第一項の投票所で、公職選挙法(昭和二十一年法律第百号)第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り上げたものにつき、次の表に掲げる額を減額する。									
満一万人以上	一万人未満	五千人以上	三千人未満	二千人以上	一千人未満	五百人未満	三百人未満	二百人未満	一百人未満
四六六六 二、九	一二一、二 三、二	三四九〇 二、二	九三一九 一、九	五二一八八 一、一	三三六五 一、五	五五四三 一、四	平日	村	区市町区
九六三六 三、一	三一、二 三、七	八四九一 一、一	四三九〇 一、一	〇二九九 一、一	〇八五六 一、四	五五一四 一、四	休日	市	
五七〇三 七、〇	二二一、二 三、五	八九九九 一、一	一一八七 一、一	一一八七 一、一	一四四二 一、一	七三三一 一、一	平日	町村	
三一三五 三、一	七三二、二 二、八	一四二二 一、一	六一八八 一、一	一四二二 一、一	一四三三 一、一	七三〇二 一、一	休日		
五七〇三 七、〇	六〇六七 一、二	二二六一 二、二	八五〇〇 一、一	〇七九七 一、一	五二五三 一、一	七三三一 一、一	平日		
三一三五 三、一	八五二九 二、二	二二六一 二、二	八五〇〇 一、一	三一九七 一、一	二六四四 一、一	七三〇二 一、一	休日		

	二万人以上 二万人未満	上 一万五千人以 下	满 一万人以上 一万人未満	一万人以上 五千人未満	五千人以上 三千人未満	三千人以上 二千人未満	二千人以上 千人未満	千人以上 五百人未満	五百人以上 三百人未満	三百人以上 一百人未満	一百人以上 五十人未満	五十人以上 十人未満	投票区の選挙		投票日 村 市 町 区	平日 休日
													人の数	投票日 村 市 町 区		
一四三八〇九二三	八〇八九二三	二一、一	六八〇一三	六八〇一三	九〇八〇一	二七八、一	二七八、一	二七八、一	二七八、一	二七八、一	二七八、一	二七八、一	二七八、一	平日	平日	
八九五〇〇八三八五	八〇八五三	二一、一	一八一四	一八一四	一八一四	二四九、一	二四九、一	二四九、一	二四九、一	二四九、一	二四九、一	二四九、一	二四九、一	休日	休日	
二六〇七〇八六二	七〇八六二	二一、一	六八〇三	六八〇三	六八〇三	二七八、一	二七八、一	二七八、一	二七八、一	二七八、一	二七八、一	二七八、一	二七八、一	平日	平日	
〇一〇〇九二五	八〇九二五	三一、一	一八一四	一八一四	一八一四	二四九、一	二四九、一	二四九、一	二四九、一	二四九、一	二四九、一	二四九、一	二四九、一	休日	休日	
〇四二九〇八四三	八〇八四三	二一、一	五八九二	五八九二	五八九二	二四七、一	二四七、一	二四七、一	二四七、一	二四七、一	二四七、一	二四七、一	二四七、一	平日	平日	
五四三二〇八六七	八〇八六七	三一、一	八三八五〇	八三八五〇	八三八五〇	二四八一	二四八一	二四八一	二四八一	二四八一	二四八一	二四八一	二四八一	休日	休日	

	二万人以上 二万人未満	上 一万五千人以 下	满 一万人以上 一万人未満	一万人以上 五千人未満	五千人以上 三千人未満	三千人以上 二千人未満	二千人以上 千人未満	千人以上 五百人未満	五百人以上 三百人未満	三百人以上 一百人未満	一百人以上 五十人未満	五十人以上 十人未満	投票区の選挙		投票日 村 市 町 区	平日 休日
													人の数	投票日 村 市 町 区		
七四五三九一二三	九一二三	五八八三	二一五二	九九一二	三二七二	〇三三二	九七七一	五四六一	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	
二〇二六四六七、七	四六四六七、七	五二九五	七四九四	九二四三	三五九三	〇五五三	四九七二	五六四二	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	
一五六三三二三	三二三三	三六四三	〇九〇二	五〇六二	三〇六一	五六七一	三二一	五一五一	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	
六三一七五、四	八九三六	八二一五	〇三一四	〇三〇三	三二八三	五九九三	三三九二	五四三一	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	
〇七六三二、四	二三三三	〇三八二	七三九二	四五三二	〇四九一	八四九一	九九六一	五一五一	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	
〇五三七二〇六六	二〇六六	五九四五	二八一四	四九九三	〇八五三	三七三三	四一七二	五四三一	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	

	二万人以上 二万人未満	上 一万五千人以 下	满 一万人以上 一万人未満	一万人以上 五千人未満	五千人以上 三千人未満	三千人以上 二千人未満	二千人以上 千人未満	千人以上 五百人未満	五百人以上 三百人未満	三百人以上 一百人未満	一百人以上 五十人未満	五十人以上 十人未満	投票区の選挙		投票日 村 市 町 区	平日 休日
													人の数	投票日 村 市 町 区		
五九〇一九、五	三二九一	二三八一	四九六五	〇、七	〇、七	〇、七	六、五	七、四	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	
〇五七四八、三	八七一三	二七八三	四九九二	五六四二	五六四二	五六四二	六三九一	〇四六一	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	
九五四二五、九	七七二一	五九〇一	二三八一	九、八	〇、七	〇、七	七〇二八	七〇二八	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	
四三九五二、六	二四三五	〇五七四	二七八三	一六七二	五六四二	五六四二	〇四六一	〇四六一	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	
〇四五二五、〇	八六三一	五九〇一	三二九一	八、九	八、九	八、九	六二一九	七〇二八	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	
〇二二六六、〇	八三六五	〇五七四	八七一三	七五〇二	七五〇二	一六七二	六三九一	〇四六一	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	

	二万人以上 二万人未満	上 一万五千人以 下	满 一万人以上 一万人未満	一万人以上 五千人未満	五千人以上 三千人未満	三千人以上 二千人未満	二千人以上 千人未満	千人以上 五百人未満	五百人以上 三百人未満	三百人以上 一百人未満	一百人以上 五十人未満	五十人以上 十人未満	投票区の選挙		投票日 村 市 町 区	平日 休日
													人の数	投票日 村 市 町 区		
六二二三八、四	〇六九三三	二二九二	三四九〇	一、二	一、二	一、二	五二八一	五五四三	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	
三七五〇一八、五	三一八五	三六三一	三七三四	八四九一	一、二	一、二	〇八五六	五五一四	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	
一〇八二四、四	五四四八	七〇三七	二三五六	八九九九	一一八七	一一八七	一四四二	一四四二	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	
八五七五〇一八、四	八九七五〇一	三二三五	七三二八	一四二一	一、二	一、二	六一八八	七三三一	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	
四五九三一五九	九一五九	三三三五	六二七一	二六一七	二六一七	二六一七	〇七九七	七三三二	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	
九七〇七〇一三二	九七〇七〇一	三二三五	八五五九	二六五五	二六五五	二六五五	二六一九	七三三〇	休日	休日	休日	休日	休日	休日	休日	

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げるものは閉じる時刻を繰り上げたもの又は開く時間又は閉じる時間に該投票所を開く時間であるものについて、当該投票所で政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時間又は閉じる時間に該投票所を開く時間であるものについて、当該投票所で政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

9 前項の投票所で政令で定める地域における投票所の経費の基本額については、当該投票所を開く時間又は閉じる時間に該投票所を開く時間であるものについて、当該投票所で政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

投票の翌日

平日

休日

だし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げるものについては、投票を行なう日ごとに当該期日前投票所を開いている時間が十一時間三十分を超える時間一時間につき、二千六百五十三円を加算する。

期日前投票所については、当該期日前投票所を設けた市区町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間外において投票を行なう場合には、当該期日前投票所の事務に從事する者の超過勤務手当費として総務大臣が定める額を加算する。

4 期日前投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

5 市区町村の選挙管理委員会が自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合には、当該自動車の使用に要する費用として総務大臣が定める額を加算する。

6 市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所の事務を行うための設備（次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

7 市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本の対照に使用するため、当該市区町村の選挙管理委員会及び期日前投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

（開票所経費）

		開票区の選挙人の数		投票の翌日		開票区の選挙人の数		投票の翌日		開票区の選挙人の数		投票の翌日	
		千人以上		千人未満		千人以上		千人未満		千人以上		千人未満	
三万人以上	三万人未満	二万人以上	二万人未満	五千人以上	五千人未満	二千人以上	二千人未満	三千人以上	三千人未満	二千人以上	二千人未満	二千人以上	二千人未満
四一一、〇五三、	四一、〇七七、	九七四、一二	八一五、五四	六九〇、九四	七八九、〇〇	五八九、一〇	五八七、〇六	三八五、一一	三八七、〇六	二八三、一七	一八一、二三	一八、二三	一、二四〇、
六八四	一、〇七七、	九九六、五六	七八三四、三三	八	六	六〇二、五七	六〇六、二八	三九三、九九	二八九、五九	二八九、七〇	一八一、二三	一、二四四、	一、二五〇、

		開票区の選挙人の数		投票の翌日		開票区の選挙人の数		投票の翌日		開票区の選挙人の数		投票の翌日	
		千人以上		千人未満		千人以上		千人未満		千人以上		千人未満	
二万人以上	一万人未満	五千人以上	五千人未満	三千人以上	三千人未満	二千人以上	二千人未満	一千人以上	一千人未満	五百人以上	五百人未満	三百人以上	三百人未満
○八五三、二〇	○八五三、八五	七二二、八五	六一六、二〇	五〇九、五五	四〇九、九〇	一八九、六〇	一九六、二五	一九六、二五	一九六、二五	一九三、七七	一九三、七七	一、三一三、	一、三一三、
二	一、八七一、九九	七三八、七七	六二九、七七	五二〇、七七	四一一、七七	一九三、七七	一九三、七七	一九三、七七	一九三、七七	九二九	九二九	一、一六六、	一、一六六、

		開票区の選挙人の数		投票の翌日		開票区の選挙人の数		投票の翌日		開票区の選挙人の数		投票の翌日		
		千人以上		千人未満		千人以上		千人未満		千人以上		千人未満		
一万五千人以上	一万五千人未満	五千人以上	五千人未満	三千人以上	三千人未満	二千人以上	二千人未満	一千人以上	一千人未満	五百人以上	五百人未満	三百人以上	三百人未満	
一万人以上	五千人以上	五千人未満	三千人以上	三千人未満	二千人以上	二千人未満	一千人以上	一千人未満	五百人以上	五百人未満	三百人以上	三百人未満	二百人以上	二百人未満
○八五三、二〇	○八五三、八五	七二二、八五	六一六、二〇	五〇九、五五	四〇九、九〇	一八九、六〇	一九六、二五	一九六、二五	一九六、二五	一九三、七七	一九三、七七	一、三一三、	一、三一三、	
六四五、七四六	四五五、四七二	五五〇、一九八	四五五、一九八	三五九、九二四	二六四、六五〇	一六九、三七六	一六九、三七六	一六九、三七六	一六九、三七六	一七一、五五二	一七一、五五二	一、一七一、	一、一七一、	

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

一万五千人以上	七六二、一九二
二万人未満	九一〇、三九六
三万人未満	五八四、四九八
三万人以上	九一〇、三九六
二万人未満	七六二、一九二

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

千人未満	投票の翌日	開票区の選挙人の数	千人以上	投票の翌日	開票区の選挙人の数
一千人未満	平日	四六五、二五	二千人未満	平日	四二四六、〇四
二千人未満	平日	五七一、四六	二千人未満	平日	三五一、二五
三千人未満	休日	五八二、六九	三千人未満	休日	四六六、四二

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

千人未満	投票の翌日	開票区の選挙人の数	千人以上	投票の翌日	開票区の選挙人の数
一千人未満	平日	四八七、〇六	二千人未満	平日	五〇五、一〇
二千人未満	休日	四九八、二八	三千人未満	休日	五八九、〇〇

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

千人未満	投票の翌日	開票区の選挙人の数	千人以上	投票の翌日	開票区の選挙人の数
一千人未満	平日	四六五、二五	二千人未満	平日	四二四六、〇四
二千人未満	休日	五八二、六九	三千人未満	休日	三五一、二五

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

千人未満	投票の翌日	開票区の選挙人の数	千人以上	投票の翌日	開票区の選挙人の数
一千人未満	平日	四九八、二八	二千人未満	平日	五八九、〇〇
二千人未満	休日	五八二、六九	三千人未満	休日	六〇二、五七

11 参議院議員選挙において開票を行なう開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

千人未満	投票の翌日	開票区の選挙人の数	千人以上	投票の翌日	開票区の選挙人の数
一千人未満	平日	四九八、二八	二千人未満	平日	五八九、〇〇
二千人未満	休日	五八二、六九	三千人未満	休日	六〇二、五七

12 前項の場合において開票を休日に行なうときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

千人未満	投票の翌日	開票区の選挙人の数	千人以上	投票の翌日	開票区の選挙人の数
一千人未満	平日	四九八、二八	二千人未満	平日	五八九、〇〇
二千人未満	休日	五八二、六九	三千人未満	休日	六〇二、五七

13 第四条第九項及び第十項の規定は第五項及び第十一項の開票所の事務に從事する者の超過勤務手当費に、同条第十二項の規定は第一項、第三項、第五項、第七項、第九項及び第十一項の開票所の燃料費に、旅費及び通信費の不要分として、四千九十一円を減額する。

14 市の開票所で都道府県庁所在地に設けられたもの又は町村の開票所が都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関からそれぞれ十キロメートル以上離れた地に設けられた場合には、特に要する旅費及び通信費を加算する。

15 開票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該建物の借料を加算する。

16 市区町村の選挙管理委員会が開票所の事務を行うための設備（次項に規定する機器等を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合は、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

17 市区町村の選挙管理委員会が専ら開票所の事務を行うための機器等を整備した場合は、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該機器等の購入費・借料並びに当該機器等の整備及び管理に係る委託費を加算する。

18 選挙人の数が三万人以上の開票区の開票所については、第一項から第十五項までの規定によ

県府道都		区分	村町		選挙人の数が五十万人三、一九六〇のもの		選挙人の数が五十万人四、三四〇三、五〇一のもの		選挙人の数が五十万人五、五〇七、九二八のもの	
選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人未満のもの		選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人未満のもの	
選挙人の数が七十五万人未満のもの	選挙人の数が五十万人未満のもの	投票又は開票が日曜日及び土曜日以外の休日に行われる場合には、次の表に掲げる額を加算する。ただし、前項の場合においては、これらの額及びこれらの額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。	選挙人の数が二万人未満のも、七九六〇以上のもの	選挙人の数が二万人一、七九六〇以上二万人未満のも、七九六一、二六一〇のもの	選挙人の数が五千人一、二六一〇、一以上五千人未満のも八二〇のもの	選挙人の数が三千人八三〇、一以上三千人未満のも一七〇のもの	選挙人の数が千人以二六七、四〇四のもの	選挙人の数が千人未満のも二六七、四〇四のもの	選挙人の数が千人未満のも二六七、四〇四のもの	
七、二五三	七、三四三	円	衆議院議員選挙	七、五四〇	七、八二七	七、九八、	七、九八、	七、九八、	七、九八、	
九五〇	九五七	円	員選挙	一四五五	三六〇	九九八、	九九八、	九九八、	九九八、	

<p>選挙人の数が五千人以上一万未満のもの</p> <p>選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの</p> <p>選挙人の数が二万人以上のもの</p>	<p>八〇 八〇 八〇</p> <p>七五、二五六、四 六〇 六〇</p> <p>七五、二五六、四 六〇 六〇</p>
<p>選挙が十一月一日から三月三十一日までの間に行われる場合には、都道府県にあつては一万三千六十八円、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村にあつては六千五百三十四円をそれぞれ加算する。ただし、都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が寒冷地手当を支給する地域にある場合には、当該寒冷地手当の支給地域の区分に応じ、次の表に掲げる額を加算するものとする。</p>	<p>八〇 八〇 八〇</p>
<p>都道府県、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村</p>	<p>都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村</p>
<p>都道府県等の支給地域</p>	<p>都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村</p>
<p>市町村等の支給地域</p>	<p>都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村</p>
<p>寒冷地手当の支給地域</p>	<p>都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村</p>
<p>一級地</p>	<p>一、一三、〇六八</p>
<p>二級地</p>	<p>一、一一、五〇〇</p>
<p>三級地</p>	<p>二、二二、三〇〇</p>
<p>四級地</p>	<p>二、六、一〇〇</p>
<p>三四</p>	<p>九、〇一七</p>
<p>一八、〇</p>	<p>一、一三、〇六八</p>
<p>六</p>	<p>一、一一、五〇〇</p>
<p>都道府県等にあつては東京と、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所又は特別区の区役所にあつては都道府県庁と、大都市の区役所にあつては市役所と、町村役場にあつては都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関との間の旅費及び通信費で基本額に含めるものは、距離に応じて増減することができる。</p>	<p>都道府県にあつては東京と、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所又は特別区の区役所にあつては都道府県庁と、大都市の区役所にあつては市役所と、町村役場にあつては都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関との間の旅費及び通信費で基本額に含めるものは、距離に応じて増減することができる。</p>
<p>選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、第一項から第五項までの規定によつて計算した経費の基準額に十五万人を超える数五万人ごとに百分の一二十を乗じて得た額を加算す</p>	<p>都道府県にあつては東京と、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関のない都道府県については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に百分の二十を乗じて得た額を加算する。</p>
<p>選挙人の数が十五万人以上の市及び区については、第一項から第五項までの規定によつて計算した経費の基準額に十五万人を超える数五万人ごとに百分の一二十を乗じて得た額を加算す</p>	<p>都道府県にあつては東京と、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関のない都道府県については、前各項の規定によつて計算した経費の基準額に百分の二十を乗じて得た額を加算する。</p>

会議員の選挙等の事務の一部を実施することを要しなくなった場合には、総務大臣は、既に交付した交付金のうちその事務の実施に要する経費に相当する額の全部又は一部を還付させることができる。

(投票区又は開票区の設置の基準)

第十九条 市区町村の選挙管理委員会が市区町村の区域を分けて数投票区を設け、若しくはその数を増加し、又は都道府県の選挙管理委員会が市區町村の区域を分けて開票区を設け、若しくはその数を増加しようとする場合には、総務大臣の定める基準に従つてしなければならない。

(選挙人の意義)

第二十条 この法律(第十三条第八項を除く。)における選挙人の数は、公職選挙法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国會議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数及び当該国會議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数とする。

2 日本国憲法第九十五条の規定による投票の場合においては、前項中「選挙人名簿に登録されている選挙人の数及び当該国會議員の選挙等の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の合計数」とあるのは、「選挙人名簿に登録されている選挙人の数」として、同項の規定を適用する。

(事務の区分)

第二十一条 第四条第十五項から第十七項までの第四項、第六項及び第七項、第五条第十六項から第十八項まで並びに第十三条第一項たゞし書の規定により都道府県が処理することとされる事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 1 この法律は、公布の日から施行する。

当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一條第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対する第十三条の三の規定の適用については、同条中「本籍地の市区町村」とあるのは、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一條第一項の規定によ

り法務大臣が指名した者が長である市又は町」とする。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二百六十一号)抄

1 この法律は、自治府設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)施行の日から施行する。

附 則 (昭和二七年八月一六日法律第三〇九号)抄

1 この法律は、公布的日から施行する。

附 則 (昭和二十七年一月一日から適用し、第七条、第八条、第九条の二、第九条の三及び第十二条の改正規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律公布の日の後はじめて行われる衆議院議員の總選挙から、参議院議員の選挙については同年九月一日から施行する。

附 則 (昭和二八年三月二十四日法律第二二号)抄

1 この法律は、公布的日から施行する。

附 則 (昭和二九年四月一九日法律第六二号)抄

1 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則 (昭和二九年四月一二月八日法律第二〇八号)抄

1 この法律は、公布的日から施行する。

附 則 (昭和二九年四月一二月八日法律第二二号)抄

1 この法律は、公布的日から施行する。

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和三一年三月二七日法律第七四号)抄

1 この法律は、公布的日から施行する。

附 則 (昭和三一年六月一日法律第一四五号)抄

1 この法律は、公布的日から施行する。

附 則 (昭和三一年四月一五日法律第六二号)抄

1 この法律は、公布的日から施行する。

附 則 (昭和三九年七月二日法律第一三三号)抄

1 この法律は、公布的日から施行する。

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)の施行の日から施行する。

附 則 (昭和三九年七月二日法律第一三三号)抄

1 この法律は、公布的日から施行する。

第一条 (施行期日)

除く、附則第八条中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第十三条第八項及び第九項並びに第二十条の改正規定並びに同法附則に「二項を加える改正規定（同法附則第四項（同法第十七条第一項に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）並びに附則第九条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十二条の改正規定（第四十六条の二の下に「第四十九条の二」を加える部分及び「不在者投票の時間」）を「（不在者投票等の時間）」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

第一条 中地方自治法第二百五十五条の次に五
条、節名並びに二款及び款名を加える改正規
定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分
（両議院の同意を得ることに係る部分に限る
。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第
九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項
に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定
(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に
係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の
規定（市町村の合併の特例に関する法律第六
条、第八条及び第七十七条の改正規定に係る部
分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第
十二条、第五十九条(ただし書)、第六十条第
四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第
百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十
条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第
二百二一条の規定 公布の日

(国等の事務)

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相當の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「处分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十三条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則にかかる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについ

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 **(平成二一年八月一三日法律第一二二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四十九条に一項を加える改正規定、第二百五十五条に一項を加える改正規定並びに第二百六十三条第四号、第二百六十九条の二、第二百七十条第二項及び第二百七十条の二の改正規定並びに次条第二項、附則第四条中漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項の表以外部分の改正規定、附則第六条及び附則第七条中農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一條の表以外の部分の改正規定(「第四十六条の二」の下に「、第四十九条第三項」を、「第二百五十二条の三」の下に「、第二百五十五条第三項」を加える部分に限る。)は、公布の日から起算して一年を超える範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **(平成二一年二月二二日法律第一一六〇号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 **(平成二一年一月一日法律第一一八号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十三条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第一条 (施行期日)

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「新法」という。)第四条第一項から第六項まで、第五条第一項から第十二項まで、第六条第一項及び第二項、第七条第一項、第八条第一項から第三項まで及び第五項、第八条の二、第九条第二項及び第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十七条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について

第三項まで及び第五項、第八条の二、第九条第二項及び第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十七条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について

は、なお從前の例による。

2 施行日から施行日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日前までの間にその期日を告示される参議院議員の選挙といふ。については、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百十八号)附則第二条第一項の規定による投票について

は、なほ從前の例による。

(通常選挙前の参議院議員の選挙に係る特例)
第三条 通常選挙前の参議院議員の選挙については、新法第五条第七項の規定によれば、通常選挙前の参議院議員の選挙の期日の公示の日前までの間にその期日を告示される参議院議員の選挙といふ。については、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百十八号)附則第二条第一項の規定による投票について

は、なほ從前の例による。

法第八条第四項及び第六項の規定を適用する。

(通常選挙前の参議院議員の選挙に係る特例)
第三条 通常選挙前の参議院議員の選挙については、新法第五条第八項の表の額は、次の表に掲げるとおりとする。

千人以上 二千人未満	千人未満 二千人未満	開票区の選挙人の数 投票の翌日 市区町村
○四五二 三、六	二〇六二円 四、二	平日
○一四二 九、七	二三三三円 四、三	休日
○一四二 五、六	二四五二円 〇、二	平日
○九二二 一、七	二七二二円 〇、三	休日
八二〇二 四、三	一四八二円 五、〇	平日
八五七二 四、三	一〇五二円 二、一	休日

千人以上 二千人未満	千人未満 二千人未満	開票区の選挙人の数 投票の翌日 市区町村
○一九七 〇、二	〇、一円 二六四	平日
○八〇六 一、六四	〇、五五一一円 八二七	休日
○二六四 一、五七	五、八二二円 一、四七	平日
○一五七 一、五四	五、三五四五円 一、四九	休日

千人以上 二千人未満	千人未満 二千人未満	開票区の選挙人の数 投票の翌日 市区町村
九四 七	一七七三 八、八	〇八九二円 一、六
五四 九	一九〇四 二、〇	〇五八二円 七、七
五四 七	一八五三 六、八	〇五八二円 三、六
一四 九	一〇九三 〇、九	〇二七二円 九、七
二四 二	三九三三 一、三	八八三二円 三、三
六四 三	三八四三 六、四	八一一二円 九、四

五千人未満	三千人未満	二千人未満	二千人以上	千人未満	千人未満	投票区の選挙人の数	投票の翌日	区市町村	三万人以上	二万五千人以上	二万五千人未満	一万五千人以上	一万五千人未満	五千人未満
○、三六八	○、三〇二	○、二〇一	○、一〇七	○、一〇九	○、一〇九	平日	区市	二一八、二一、一〇九	一一三〇一、一四、一〇九	三〇一、九九五	九九五、一〇九	九七五、一七	九七五、一六	三八三八
○、四四四	○、三八五	○、三六五	○、二四〇	○、二七五	○、一〇九	休日	区市	二六七二一、一九	一七六〇九	三二〇一、三二六〇	九九五、一〇九	九二六、一九	九二六、三	三三五五
○、一九一	○、三一九	○、二五二	○、一六七	○、一五一	○、一五一一	平日	町村	二六〇二一、一七七	一二五〇一	三二六八	九七八、一〇八	九七五、一八	九一九六	三四五四
○、八八八	○、三三二	○、二六二	○、二七五	○、一五八	○、一五七	休日	区市	二〇〇二一、一八八	一八八〇八	三四五九	九一九七	九二六、一七	五一八五	五六四五

4 通常選挙前の参議院議員の選挙についてとおりとする。
新法第五条第十項の表の額は、次の表に掲げる

五千人未満	三千人未満	二千人未満	二千人以上	千人未満	千人未満	投票区の選挙人の数	投票の翌日	区市町村	三万人以上	二万五千人以上	二万五千人未満	一万五千人以上	一万五千人未満	五千人未満
九六五一、四	三四〇一、五	一五、一	六、八	三〇三八	九、六	円	平日	区市	二五、三三、五	一八〇二、六〇	三四九、二二	九七七	九七七	一二二
三五九五、八	九六五四、五	七、三	五六一、三	六、七	二六九二	円	休日	市	四八九一、一	九八〇一、四	三七〇八、二二	〇七四	〇七四	一二〇
九六八一、三	三九五一、七	〇、一	四、八	五〇七	五二	円	平日	町村	二〇四三、一	一八二、四	三六四二、二二	九四七	九四七	一六六
三五二五、四	九一一四、五	九、三	五七九三	六四四二	二九八二	円	休日	町村	二〇四八、一	一八八〇五	三〇八二、二二	〇四四	〇四四	一四〇
五一五八、三	五六三一、〇	〇、一	三、四	四、四	九八	円	平日	区市	二〇五五、七	一八六〇五	五七〇五、二二	〇九六	〇九六	一四〇
七九九四、七	二五四三、八	一、八	八八三	八八三	三六三一	円	休日	町村	二〇四五、四〇	一八八〇五	五九五、二二	〇一二	〇一二	一四二

五千人未満	三千人未満	二千人未満	二千人以上	千人未満	千人未満	投票区の選挙人の数	投票の翌日	区市町村	三万人以上	二万五千人以上	二万五千人未満	一万五千人以上	一万五千人未満	五千人未満
二五、三三、五	一八〇二、六〇	三四九、二二	九七七	九七七	九七七	区市	二五、三三、五	一八〇二、六〇	三四九、二二	九七七	九七七	九七七	九七七	一二二
四八九一、一	九八〇一、四	三七〇八、二二	〇七四	〇七四	〇七四	市	四八九一、一	九八〇一、四	三七〇八、二二	〇七四	〇七四	〇七四	〇七四	一二〇
二〇四三、一	一八二、四	三六四二、二二	九四七	九四七	九四七	町村	二〇四三、一	一八二、四	三六四二、二二	九四七	九四七	九四七	九四七	一六六
四三一九、八	九八二、二	三〇六八	〇四四	〇四四	〇四四	区市	四三一九、八	九八二、二	三〇六八	〇四四	〇四四	〇四四	〇四四	一四〇
九二五、一	九二九、一	七二三、一	六七〇	六七〇	六七〇	町村	九二五、一	九二九、一	七二三、一	六七〇	六七〇	六七〇	六七〇	一四二
三〇八九、五	一九二、一	八二三、一	六八三	六八三	六八三	区市	三〇八九、五	一九二、一	八二三、一	六八三	六八三	六八三	六八三	一四二

五千人未満	三千人未満	二千人未満	二千人以上	千人未満	千人未満	投票区の選挙人の数	投票の翌日	区市町村	三万人以上	二万五千人以上	二万五千人未満	一万五千人以上	一万五千人未満	五千人未満
三万人以上	三万人未満	二万人未満	二万人以上	一万五千人未満	一万五千人以上	五千人未満	六、七	区市	二五一、三三、五	一八〇二、六〇	三四九、二二	九七七	九七七	一二二
二	七八九、二二八	六八〇、〇一	五九一、三二二	五四六、九七	四一三、九二三	六、七	六、六	町村	二〇四三、一	一八二、四	三六四二、二二	九四七	九四七	一六六
五	七六六五、二三三	七五七六、五三	二五〇二、六二	四五八、二七	三五四、七九	七	五	区市	二〇四八、一	一八八〇八	三四五九	九一九七	九二六、一七	一四二

7 通常選挙前の参議院議員の選挙についてとおりとする。
新法第五条第十二項の表の額は、次の表に掲げる

（施行期日）	〇〇号	抄	附則	（平成一四年七月三一日法律第六	参議院名簿届出政党等の数
第一条	この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。	第一條	この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。	第一條	この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。
第三条	前条に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）	第三条	前条に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）	第三条	前条に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）
附則	（平成一五年六月一一日法律第六	附則	（平成一四年七月三一日法律第六	附則	（平成一四年七月三一日法律第六
九号）抄	（平成一四年七月三一日法律第六	〇〇号	（平成一四年七月三一日法律第六	〇〇号	（平成一四年七月三一日法律第六
第一略	（施行期日）	第一略	（施行期日）	第一略	（施行期日）
二	第一条の規定、次条第四項の規定、附則第三条の規定、附則第五条中漁業法（昭和二〇四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）、附則第六条中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七百七十九号）第三十三条第九項の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）、附則第七条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）並びに附則第七条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）並びに附則第七条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）並びに附則第七条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）	二	第一条の規定、次条第四項の規定、附則第三条の規定、附則第五条中漁業法（昭和二〇四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）、附則第六条中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七百七十九号）第三十三条第九項の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）、附則第七条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）並びに附則第七条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）並びに附則第七条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）並びに附則第七条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）	二	第一条の規定、次条第四項の規定、附則第三条の規定、附則第五条中漁業法（昭和二〇四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）、附則第六条中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七百七十九号）第三十三条第九項の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）、附則第七条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）並びに附則第七条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）並びに附則第七条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）並びに附則第七条中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条の改正規定（不在者投票等）を「不在者投票」に改める部分に限る。）
八	通常選挙前の参議院議員の選挙については、新法第八条第六項の不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額は、当該場所一箇所について次の表に掲げるとおりとする。	八	通常選挙前の参議院議員の選挙については、新法第八条第六項の不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額は、当該場所一箇所について次の表に掲げるとおりとする。	八	通常選挙前の参議院議員の選挙については、新法第八条第六項の不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所の候補者氏名等掲示費の基本額は、当該場所一箇所について次の表に掲げるとおりとする。

と、「一二一」とあるのは「一二二」と、「一二五」とあるのは「一二六九」と、「一五七」とあるのは「三六〇」と、「三〇三」とあるのは「四〇五」とある。

と、「一二一」とあるのは「一二二」と、「一二五」とあるのは「一二六九」と、「一五七」とあるのは「三六〇」と、「三〇三」とあるのは「四〇五」とある。

と、「一二一」とあるのは「一二二」と、「一二五」とあるのは「一二六九」と、「一五七」とあるのは「三六〇」と、「三〇三」とあるのは「四〇五」とある。

と、「一二一」とあるのは「一二二」と、「一二五」とあるのは「一二六九」と、「一五七」とあるのは「三六〇」と、「三〇三」とあるのは「四〇五」とある。

と、「一二一」とあるのは「一二二」と、「一二五」とあるのは「一二六九」と、「一五七」とあるのは「三六〇」と、「三〇三」とあるのは「四〇五」とある。

と、「一二一」とあるのは「一二二」と、「一二五」とあるのは「一二六九」と、「一五七」とあるのは「三六〇」と、「三〇三」とあるのは「四〇五」とある。

第一項及び第八条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下この条において「一部施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は一部施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（以下この項において「公示日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

（検討）期日前投票所の開閉時間については、この法律の施行後における期日前投票の実施状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて、期日前投票所を開く时刻の繰上げその他必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成二八年五月二七日法律第四五号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二八年四月一三日法律第二五号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに第六条及び第七条の規定は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十八号）の公布の日から起算して一月を経過した日（附則第三条及び第四条において「一部施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二八年一二月二日法律第九四号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条の規定並びに附則第六条中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十九年法律第五十一条の規定による改正後の公職選挙法の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六

和二十五年法律第百七十九号）第十三条の三の改正規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十七条の二の改正規定並びに附則第九条、第十条及び第十三条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。）の規定は、前条ただし書に規定する規

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年六月一六日法律第五八号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。

（適用区分）

第一 条 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

（施行期日）号）第二十五条第三項及び第四項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条（漁業法第九十九条第五項において準用する場合に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は漁業法第九十九条第三項の規定による解職の投票について適用し、前条ただし書に規定する規定の施行の日（前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による投票については、なお従前の例による。）の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

（適用区分）

附 則（平成二九年五月一五日法律第一号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第一 条 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

（施行期日）号）第二十五条第三項及び第四項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条（漁業法第九十九条第五項において準用する場合に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は漁業法第九十九条第三項の規定による解職の投票について適用し、前条ただし書に規定する規定の施行の日（前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は同項の規定による投票については、なお従前の例による。）の規定による解職の投票については、なお従前の例による。

（適用区分）

附 則（平成二九年六月一六日法律第五号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

第一 条 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）